

復興・創生に向けた行財政運営方針

令和元年度における 主な取組状況 (案)



令和2年〇月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	6
1 復興・創生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・創生に向けた人員の確保	
3 復興・創生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	15
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV 視点4 復興に向けた効果的な情報発信	23
1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信	
2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信	
3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信	
V その他の取組	27
1 業務効率化に向けた働き方改革	
2 継続的な行財政改革への取組	

復興・創生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・創生を着実に推進していくためには、引き続き、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・創生に向けた行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

【基本的考え方】

復興・創生を着実に進めていくためには、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化、そして国内外への効果的な情報発信が重要な課題となっていることから、次の4つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していきます。

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

【対象期間】 復興・創生期間の終期である令和2年度末まで

【進行管理】 ○ 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。

○ 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。

【その他】 ○ 復興・創生期間後においても、行財政改革に継続して取り組めるよう、新たな行財政改革大綱の策定を見据え、準備等の作業を進めます。

復興・創生の着実な推進

視点1：復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

視点2：復興を加速させる執行体制の強化

視点3：復興を進める市町村との連携強化

視点4：復興に向けた効果的な情報発信



【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・創生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《復興・創生分》

・原子力災害等復興基金の活用 373 億円（令和2年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

・事務事業の抜本的な見直し等 10 億円（令和2年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 66 億円（ " " ）ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	16	542百万円
広告事業	12	35百万円
貸付事業等	4	112百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との滞納整理推進会議の開催や、特別徴収義務者の一斉指定（一部地域を除き）を行うなど、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

年度	引受額(千円)	件数	金額(千円)
令和元年度	342,709	3,669	107,086
平成30年度	348,589	4,192	123,567
平成29年度	260,791	3,367	95,915
平成28年度	215,372	3,532	97,377

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。（県HP への掲載、県及び関係団体が開催する会議、催事でのPR 等）

◆県税収納方法の更なる周知

自動車税定期課税については、コンビニエンスストアでの収納や、インターネットを利用したクレジットカードによる納付について周知するなど、納期内納付率の向上に向けて取り組みました。

《令和元年度収納件数》

収納方法	件数	金額(千円)	前年比(件数)
コンビニエンスストア収納	350,518	13,145,362	1.8%増
クレジットカード収納	29,642	1,179,813	24.0%増

今後の取組
の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・創生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、本県の財政状況等について丁寧に説明するとともに、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・創生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
令和2年度	946	(当初予算ベース)
令和元年度	1,062	(交付決定ベース)
平成30年度	906	(交付決定ベース)

◆「復興施策に係る意見交換会」及び「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項への予算措置を要求し、国の令和元年度補正予算、令和2年度当初予算において財政措置されました。

- ・意見交換会の開催実績 1回 (令和元年10月2日)
- ・協議会の開催実績 2回 (令和元年8月8日 令和2年2月24日)

◆継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等を推進する「福島再生加速化交付金」について、十分な予算確保の継続を国に要望し、財政措置されました。

交付金	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福島再生加速化交付金	1,056億円	1,012億円	807億円	828億円	890億円	791億円

◆「復興・創生期間」における復興財源の確保

「復興・創生期間」（平成28年度～令和2年度）の復興財源について、あらゆる機会を捉えて原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及び本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

《主な令和2年度政府予算（県の最重点7項目）》

- ・ 避難地域の復興・再生
- ・ 被災者の生活再建
- ・ 風評払拭・風化防止対策
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の推進 など

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

◆中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための交付金

国に対し、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための生活再建策・地域振興策として自由度の高い交付金を要望し、総額3,010億円の交付金が措置されました。

交付金を原資として、福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金（1,650億円）を造成し、生活再建・地域振興等に取り組みました。

- ・ 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金 1,500億円（うち850億円は大熊町・双葉町）
- ・ 福島原子力災害復興交付金 1,000億円
- ・ 福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円

◆福島再生加速化交付金における対象事業等の追加

国に対し、柔軟な事業執行のための運用の弾力化を要望し、原則平成25年度～令和2年度までとされた事業計画期間が、事業毎の性質又は避難指示等に伴い復興・再生に遅れが生じている地域の状況に鑑み、個別に定めることが可能となりました。

今後の取組 の方向性

■ 復興・創生に必要な財源措置及びより広くきめ細かなニーズに対応可能な制度の運用を求めています。

3 原子力損害賠償金の確保

◆原子力損害賠償金の請求

平成23年度から29年度までの一般会計分及び平成30年度までの公営企業会計分の損害を取りまとめ、令和元年度に東京電力に対して損害賠償請求を行い、一部について支払いを受けました。

《原子力損害賠償額(累計)》

一般会計分		請求総額 (円)	受領総額 (円)
請求対象期間	請求日		
平成23年度	平成24年 7月 6日	6,324,994,195 円	5,728,182,667 円
平成23年度～平成24年度	平成25年10月31日	2,937,037,687 円	1,304,081,406 円
平成23年度～平成25年度	平成27年 4月22日	1,749,311,036 円	540,556,397 円
平成23年度～平成26年度	平成28年 5月25日	1,791,583,105 円	413,250,799 円
平成24年度～平成27年度	平成29年 4月25日	1,649,824,889 円	462,816,700 円
平成27年度～平成28年度	平成30年 5月16日	1,798,236,849 円	318,151,417 円
平成23年度～平成29年度	令和元年 6月13日	1,476,685,144 円	198,878,952 円
計		17,727,672,905 円	8,965,918,338 円

ADR申立分 (一般会計)		申立額 (円)	和解額 (円)
対象期間	申立日		
平成23年度	平成28年4月27日 平成29年5月24日	1,106,743,203 円	727,830,000 円
平成24年度～平成25年度	平成30年7月23日	1,151,285,734 円	1,002,000,000 円
計		2,258,028,937 円	1,729,830,000 円

一般会計 (公共財物) 分	請求総額 (円)	受領総額 (円)
平成31年2月14日請求分 (避難指示区域内の土地)	3,098,840,444 円	3,098,840,444 円
計	3,098,840,444 円	3,098,840,444 円

公営企業会計分	請求総額 (円)	受領総額 (円)
平成23年度請求分	390,096,732 円	373,747,313 円
平成24年度請求分	5,227,725,526 円	5,095,575,450 円
平成25年度請求分	1,060,259,316 円	1,028,788,951 円
平成26年度請求分	3,821,323,847 円	3,728,170,589 円
平成27年度請求分	9,723,010,300 円	9,569,685,025 円
平成28年度請求分	9,465,290,073 円	9,367,935,643 円
平成29年度請求分	8,196,109,018 円	7,512,946,304 円
平成30年度請求分	2,954,583,605 円	2,764,727,050 円
令和元年度請求分	863,297,788 円	22,492,516 円
計	41,701,696,205 円	39,464,068,841 円

※1 公営企業会計は下水道事業、工業用水事業、病院事業の計

※2 請求額及び受領額は令和2年3月31日現在

今後の取組 の方向性

■引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◆事務事業の見直し

令和2年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリングを通じて、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。

◆歳入の確保【再掲】

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《復興・創生分》

・原子力災害等復興基金の活用 373 億円（令和2年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

・事務事業の抜本的な見直し等 10 億円（令和2年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 66 億円（ " " ）ほか

◆「中期財政見通し」を踏まえた計画的な財政運営

平成26年度に「中期財政見通し」を策定し、その後の状況変化に適切に対応するため平成29年度に中間見直しを行い、中期的な視点に立った計画的な財政運営に努めました。

今後の取組 の方向性

■ 全ての事務事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、引き続き、財政健全性の確保に努めます。



【取組方針】

- 1 復興・創生を着実に推進するための体制整備
 - (1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備
 - (2) アウトソーシングの推進
- 2 復興・創生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配置
 - (2) 人員確保に係る国への要望
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・創生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり
 - (2) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・創生を着実に推進するための体制整備

(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備

◆組織改正

復興・創生の取組の中で生じる様々な行財政運営上の課題に迅速かつ的確に対応し、「復興・創生期間」における新たな復興の段階への道筋を確かなものにしていくため、次のとおり組織改正等を行いました。

《令和2年度組織改正の主な内容》

- 福島イノベーション・コースト構想の推進体制の強化
 - ・福島イノベーション・コースト構想推進室を廃止し、福島イノベーション・コースト構想推進課を新設

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

「新生ふくしま復興推進本部」の下、全庁一丸となって復興・創生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”の実現に取り組みました。

- 令和元年度開催実績 8回

《主な取組状況》

- ・令和2年度国の予算に向けた取組
- ・「風評・風化対策強化戦略」（第4版）策定 など

◆財務事務の適正化に向けた執行状況確認・自己点検

重点事業468事業について、半期毎に新生ふくしま復興推進本部において、歳入・歳出予算の執行状況の確認・点検を行い、予算の適切な執行管理を始め財務事務の適正化に努めました。

◆福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想推進本部会議を開催し、構想の推進に全庁一丸となって取り組みました。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構においては、令和2年度から新たに受託する「東日本大震災・原子力災害伝承館」指定管理業務の対応に向けて、体制強化を図りました。

○令和元年度開催実績 5回

《主な取組状況》

- ・産業発展の青写真策定について
- ・重点推進計画（案）について など

◆組織改正（警察本部）

震災後の社会情勢・治安情勢の変化に対応できる県警察を構築し、県民の安全・安心の確保を図り、本県の復興及び創生を治安面から力強く支えるため、次のとおり組織体制を整備しました。

《令和2年度組織改正の主な内容》

○被災地域の体制強化

- ・双葉署浪江分庁舎の体制強化
- ・機動捜査隊相双分駐隊の活動拠点を双葉署浪江分庁舎に移転

◆復興・創生に向けた拠点施設の整備

県民が将来にわたって安心して暮らせる環境の創造や復興・創生に向けた各種研究開発・産業創出等のための拠点整備に取り組みました。

《令和2年度内に開所予定の主な拠点施設》

拠点施設	供用開始予定
東日本大震災・原子力災害伝承館	令和2年秋

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など膨大な量の高度な技術力を有する事業を監理するため、発注者支援業務委託やCM（コンストラクション・マネジメント）業務委託を活用し、設計図書を作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事65件、除染2件
CM業務委託	23件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・創生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入等
- ・補助金の申請受付、審査業務等
- ・指定難病医療費受給申請書の受付、審査業務等
- ・福島県復興公営住宅の入居募集から選定までの業務
- ・民間借上げ住宅の家賃等支払業務等
- ・出納整理期間における支出調書等受付、審査補助業務等

今後の取組 の方向性

- 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一丸となって、復興・創生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等の見直しを図ります。
- 増大する復興・創生事業を適切に執行するため、迅速かつ確実な業務の執行に努めるとともに、チェック機能の確保や財務事務の適正化に取り組んでいきます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的かつ効率的な業務執行体制の構築を図ります。

2 復興・創生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

令和元年度に向けて正規職員や任期付職員の採用を行ったほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員受入れなど、多様な方策により必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

- ① 令和2年度正規職員（知事部局）5,231名
- ② 令和元年度任期付職員（知事部局）242名
- ③ 民間企業や独立行政法人等の職員を民間企業等に在籍したまま県で採用する制度を活用し、8人を採用（(株)ANA総合研究所、東日本旅客鉄道(株)等）
- ④ 他県等応援職員受入決定数（令和2年4月1日現在）

《東日本大震災関連》

年 度	要請数	決定数	団体数	充足率
令和2年度	85人	84人	28団体	98.8%
令和元年度	120人	110人	34団体	91.7%
平成30年度	152人	141人	38団体	92.8%
平成29年度	177人	153人	38団体	86.4%

《令和元年東日本台風災害関連》

年 度	要請数	決定数	団体数	充足率
令和2年度	54人	19人	13団体	35.2%
令和元年度	67人	31人	17団体	46.2%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

- ・被災生徒等が多数在籍する高校への教員加配 29名
- ・スクールカウンセラー配置 436校
- ・小中学校への教職員の加配 483名（令和2年4月1日現在）

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として認められた警察官の期限付き増員（137名分）について、即戦力をもって対応するため、他都府県警察等から多くの特別出向者を受け入れました。

また、避難指示解除や復興・創生事業の進展に伴う交通情勢・治安情勢の変化に対応するため、災害対策課特別警ら隊、相双方部及びいわき方部の警察署等に必要な人員を配置しました。

- ・令和2年度 24都道府県警察及び皇宮警察

(2) 人員確保に係る国への要望

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

復興・創生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人員確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《主な要請活動等の内容》

- ・全国知事会議における職員派遣要請（7月、11月）
- ・国（総務省、復興庁、警察庁等）に対する要望等（6月）
- ・自治法派遣要請訪問（各都道府県等／令和元年10月24日～12月5日）

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・創生を担う有為な人材を確保するため、これまで競争試験の大卒程度や選考試験の保健師等で受験年齢の上限を引き上げるなどの受験資格の見直しや、東京都で1次試験を実施するなど様々な見直しを図ってまいりました。

《令和元年度に実施した主な見直し》

① 受験者の確保

福島県職員セミナーや県庁見学会、座談会形式の説明会「ジョブトークof福島県庁」、1日県職員体験ゼミ、高校生等を対象とする「出張！キャリア塾」を開催したほか、技術職ナビゲーター面談を実施するなど、募集広報活動を強化した。

② 試験内容の見直し

- 受験者の負担軽減等により、新たな受験者を確保するため、次の見直しを行った。
- ・大学卒程度 第1次試験で実施する筆記試験の合計出題数を削減（90題→60題）。
 - ・民間企業等職務経験者 職種の併願制を導入し第2志望まで選択可能としたほか、薬学職を追加。
 - ・警察官 身体基準（身長・体重・胸囲）を廃止。

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・創生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・創生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・創生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人一人に、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。

また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して研修会を開催しました。

- ・ 新採用職員284名(知事部局のみ、任期付職員を含む)に、サポート職員224名を配置
- ・ サポート職員研修会：開催回数7回(本庁・各方部で開催)、受講者134名

◆会計事務職員の資質向上

会計事務のより一層の適正執行に向け、職務内容や経験年数に応じた研修を充実させることにより、会計事務職員の更なる資質向上を図りました。

①会計実務研修会(管理監督職員)	133名	⑤財務会計システム研修会	80名
②会計実務研修会(実務担当者)	148名	⑥出納事務職員研修会	20名
③会計実務研修会(特別研修)	350名	合 計	946名
④新任会計事務職員研修会	215名		

◆専門性を有する技術職員(土木・農林土木技術職員)の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修(対象者)	受講者数
土木技術職員	699名
農林土木技術職員	217名

◆職員の意識高揚

職員の一層の意識高揚を図るため、一般職員や管理職員に対する研修を実施しました。

《管理職員対象》	・ 新任管理者特別研修	1回	109名
	・ 本庁・出先機関管理者研修会	8回	536名
《一般職員対象》	・ 新規採用職員研修		328名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。

《メンタルヘルスケアに関する研修会》

メンタルヘルスサポート研修	1,167名
U30健康教育セミナー	305名
メンタルヘルス研修会(管理者向け)	126名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、職員を民間企業や大学院等へ派遣しました。

《長期派遣研修（令和2年4月現在）》

政策研究大学院大学	1名	公共政策プログラム 防災・危機管理コース
三井物産株式会社	1名	ソリューション本部
カルビー株式会社	1名	マーケティング コミュニケーション部
全国過疎地域自立促進連盟	1名	ー
株式会社Jヴィレッジ	1名	経営企画部 企画・総務グループ
一般財団法人自治体国際化協会	1名	交流支援部経済交流課
イギリス国立バース大学	1名	人間社会科学部（心理学科）
独立行政法人日本貿易振興機構	2名	本部(1名)、ベトナム事務所(1名)
東日本旅客鉄道株式会社	1名	本社営業部輸送戦略グループ
東日本高速道路株式会社	1名	東北支社いわき工事事務所
国立国会図書館	1名	利用者サービス部

◆環境の回復・創造に向けた人材育成

環境創造センター中長期取組方針に基づき、環境の回復・創造のための総合的な拠点として、専門家等と連携した教育・研修事業の実施により、環境の回復・創造に向けた人材育成に取り組みました。

(3) 組織目標の明確化と人事評価制度の運用

◆人事評価制度の運用

各所属において組織目標を設定し、各職員の職位・業務に応じた業績等を評価する人事評価制度の円滑な運用を図るため、評価者を対象とした研修会等を開催し目標管理型評価制度の理解を図りました。

・人事評価制度評価者研修（管理職対象）

新任管理者評価者研修	3回	91名
評価者実践研修	6回	114名
二次評価者研修	3回	106名

今後の取組 の方向性

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組みます。
- 復興・創生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。
- 復興・創生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルケアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。また、明治安田生命保険(相)、(株)幸楽苑ホールディングス、会津若松市・東日本旅客鉄道(株)、サッポロホールディングス(株)・サッポロビール(株)と新規に協定を締結しました。 ※協定締結企業数21社（令和2年4月1日現在）

《締結企業との主な取組事例》

(株)セブンイレブン・ジャパン	福島県産トマトフェアの開催(7,8月)
三井住友海上火災保険(株)	地方創生フェスタの開催(7月)
吉本興業(株)	ふくしま尾瀬檜枝岐マウンテンフェスのタイアップ(9月)
イオン(株)	まるごと福島フェアの開催(10月)

◆健康長寿ふくしま会議による健康づくりの推進

全国に誇れる健康長寿県の実現を目指す新たな推進体制として「健康長寿ふくしま会議」を平成31年3月に設立し、県民の「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」に向けて、各専門分野の団体等が食・運動・社会参加に視点を置いた健康づくりにオールふくしまで取り組みました。

＜地域・職域連携推進部会及び健康経営推進部会＞ 3回開催

＜健康経営トップセミナー及び健康長寿トップセミナー＞ 2回開催（参加者約260名）

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援の取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

ふるさと・きずな維持・再生支援事業	採択件数	24件
NPO強化マネジメントサポート事業	各種講座実施数	12回
NPO、企業、学生との連携協力事業	マッチングの場の開催	4回

◆総合計画（ふくしま新生プラン）の策定及び進行管理における連携

総合計画（ふくしま新生プラン）について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

＜地域懇談会＞ 県内7方部 14回開催（参加者109名）

◆被災事業者支援のための連携

被災中小企業者等の事業再建及び事業継続支援のために国、県、民間で組織した「（公社）福島相双復興推進機構」に県職員11名を派遣し、被災地域12市町村で被災した中小企業の事業再建及び事業継続支援に取り組みました。

また、県及び金融機関や商工団体、税理士、中小企業診断士等を構成員とする「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」により、震災の影響を受け厳しい状況にある事業者に対する経営改善支援方針を決定するとともに、専門的支援機関と連携し事業者の課題解決を支援しました。

＜福島相双復興推進機構＞

・事業者等訪問回数（令和2年3月までの累計）39,000回（うち初回訪問5,400件）

＜オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会＞

・経営改善の方向性を決定 27件

(2) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱し専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《主な内容》

原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監」、「原子力総括専門員」及び「原子力専門員」を任命しています。

- 原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等
- 原子力総括専門員・原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議へのオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（15人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

- 市町村への助言等 7回、講演会等への講師派遣 1回

Jヴィレッジ復興サポーターの委嘱

本県復興のシンボルであるJヴィレッジの復興推進に向け、Jヴィレッジの復興に対する支援の輪を国内外に広げる活動や再整備に関する技術面でのアドバイス等のため、「Jヴィレッジ復興サポーター」を委嘱しています。

- 平成27年7月22日委嘱 ※ サポーターの肩書きは委嘱時点の役職
JFA大仁邦彌会長、田嶋幸三副会長 「なでしこジャパン」佐々木則夫監督
- 平成28年8月29日委嘱
日本ラグビーフットボール協会 岡村 正会長 「なでしこジャパン」高倉麻子監督
「ラグビーW杯2015代表」大野均選手 「元なでしこジャパン」澤穂希さん

福島県クリエイティブディレクターの設置

県が行う大規模な情報発信事業へのアドバイス及びチャレンジふくしまプロジェクトの総合プロデュースのため、福島県クリエイティブディレクター（箭内道彦氏 平成27年4月1日就任）を設置し、その効果的な助言等を生かして、国内外にふくしまの今と魅力を発信しています。

地域産業復興・創生アドバイザーの委嘱

県内企業が抱える課題の抽出・解決を図るとともに、新商品開発を支援するため、東北大学大学院の堀切川一男教授に委嘱し、県内企業御用聞き訪問による新製品・新技術創出支援や地域産業復興・創生に資する助言・指導を行っています。

アドバイザーチームによる県オリジナル米名称選定の助言

県産米の風評払拭に向けて新たにデビューする県オリジナル品種の名称を決定するに当たり、箭内道彦氏をはじめとした外部有識者によるアドバイザーチーム（6人）を編成し、応募があったネーミング案について、専門分野の視点での検証やアレンジなどを行いました。

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会

- 県民健康調査について専門的見地から広く助言等を得るため、検討委員会を開催しました。
- 「県民健康調査」検討委員会 4回開催

福島県環境創造センター県民委員会

環境創造センターの取組について、県民のニーズを反映させるため、県民委員会を開催し、県民や専門家等から意見をいただきました。

- 環境創造センター県民委員会 令和2年3月11日開催

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家18名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

- ・ 廃炉安全監視協議会 5回開催
- ・ 廃炉安全確保県民会議 6回開催

◆IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組むため、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《IAEAとの協力プロジェクト》

令和元年 7月 8日～ 7月12日	IAEA 専門家延べ36名が来県し、協力プロジェクトを実施
令和2年 2月 3日～ 2月 7日	

◆JAEA等との連携

日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境研究所（NIES）と連携し、放射線の基礎知識や原子力災害に関する講座の開催や、放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的とするワークショップを実施しました。

- ・ 3機関連携による講座開催
- 県内中学校への出張講座 1回
- 都内科学館での講座 1回
- 交流棟での講座 22回

◆大学等との共同研究の実施

県の農林水産試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物の放射性物質対策や生産技術確立等に向けた試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究 69件

◆再生可能エネルギー関連産業の育成・集積への支援

エネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、再エネ研究会の運営を始め、ネットワークの形成から取引拡大、海外展開まで総合的に支援するなど、再エネ関連産業の育成・集積を図りました。

今後の取組
の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。



【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
 - (1) 課題解決に向けた市町村との連携
 - (2) 復興のステージに応じた課題の解決
 - (3) 市町村と一体的に行う要望
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する職員派遣等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

(1) 課題解決に向けた市町村との連携

◆市町村が抱える課題の解決に向けた積極的な支援

市町村が自立した行政運営を行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野を中心にこれまでよりも積極的な支援を行い、市町村を下支えすることが求められているため、県の支援策を市町村がそれぞれの実情に応じて活用できるよう、既存のものも含めて分野別や支援形態別にメニュー化し、令和2年3月に「市町村支援プログラム」として策定しました。

また、市町村支援プログラムの進行管理を行うため、福島県行財政改革推進本部に「市町村支援推進部会」を設置しました。

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

・市町村訪問による協議等 39回

(2) 復興のステージに応じた課題の解決

◆避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制

将来像提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」及び「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を実施し、国・県・市町村が連携して課題解決に向けた協議を実施しました。

また、避難12市町村の広域連携について協議するため、12市町村等をメンバーとする広域連携検討会及び幹事会を実施しました。

・福島12市町村将来像提言フォローアップ会議	1回開催
・福島12市町村の将来像に関する有識者検討会	1回開催
・12市町村等をメンバーとする広域連携検討会幹事会	2回開催

(3) 市町村と一体的に行う要望

◆「復興施策に係る意見交換会」及び「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置等の要求

県市長会及び町村会をはじめとする構成員とともに、国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項等への予算措置等を提案・要望し、国の令和元年度補正予算、令和2年度当初予算において財政措置されました。

- ・意見交換会の開催実績 1回 (令和元年10月2日)
- ・協議会の開催実績 2回 (令和元年8月8日 令和2年2月24日)

今後の取組 の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、専門分野や高度な技術を要する分野を中心にこれまでよりも積極的な支援を行うなど、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆市町村駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図ります。

- ・市町村駐在員会議 10回開催

◆被災市町村の人員確保に向けた支援

被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催し、任期付職員、再任用職員等の採用、他の自治体への継続派遣要請など人員確保について助言を行うとともに、職員確保の課題を把握するため、職員派遣を要請している市町村にヒアリングを実施しました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県及び県内市町村OB職員等の情報提供を行いました。

- ・被災市町村職員確保対策等連絡会議 令和元年6月20日、令和2年2月14日開催
- ・市町村に対してのヒアリング 令和元年11月～令和2年3月実施
- ・県OB職員1名(川内村1名)を採用
- ・県内市町村OB職員2名(大熊町1名、葛尾村1名)を採用
- ・他県OB職員1名(檜葉町1名)を採用
- ・他県任期付OB職員1名(飯舘村1名)を採用 令和2年4月1日現在

◆被災市町村職員採用試験の合同説明会の実施

震災からの復旧・復興等の業務に対応するため、市長会・町村会と連携して被災市町村職員採用試験の合同説明会を東京都及び仙台市で開催し、17名が採用されました。

- ・令和2年度任期付職員等17名採用 (南相馬市11名、双葉町5名、新地町1名)

◆県職員の派遣

復興・創生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

令和2年度	44名（21市町村 1市町村圏組合）
令和元年度	48名（23市町村 1市町村圏組合）
平成30年度	55名（25市町村 1市町村圏組合）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

また、令和元年東日本台風の被災市町村における災害対応業務を支援するため、市町村からの派遣要請等により、県職員の派遣等を行いました。

- ・避難所支援及び罹災証明書発行等：13市町村へ延べ3,324名を派遣（R1. 10. 16～R1. 12. 27）
- ・災害復旧等：延べ88名が2町の復旧業務等を支援（R1. 10. 13～R2. 3. 30）※派遣又は県庁執務室内で復旧業務等に従事した人数

◆県任期付職員の派遣

令和2年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・令和2年度任期付職員市町村派遣数 28名
（うち平成27年度から令和元年度までの採用更新者26名、令和2年度採用者2名）
※令和元年度前倒し採用者2名を含む

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で3都県庁や市長会、町村会等を訪問し、被災市町村への職員派遣要請活動を行いました。

《要請訪問活動》

- ・都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問（令和元7月16日～令和元11月27日）

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要請数	決定数	充足率
令和2年度	207名	203名	98.1%
令和元年度	232名	229名	98.7%
平成30年度	248名	247名	99.6%

（令和2年4月1日現在）

このほか、令和元年東日本台風の被災市町村における災害対応業務（避難所支援、罹災証明書発行、災害復旧等）を支援するため、総務省の被災市町村応援職員確保システムや中長期の職員派遣スキームを活用し、県外自治体から職員の派遣を受けました。

- ・県外10自治体から8市町へ延べ3,614名を派遣（R1. 10. 16～R1. 12. 27）※応援職員確保システム
- ・県外7自治体から4市へ計12名を派遣（R2. 4. 1現在）※中長期職員派遣スキーム

今後の取組 の方向性

■ 市町村の復興・創生や自然災害への対応に必要な執行体制の構築に対し、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

市町村の地方創生交付金事業計画の策定に当たり、市町村地方創生担当者向け研修会及び市町村事業個別相談会を行い、支援・助言を行いました。【研修会1回、個別相談回2日】

避難指示区域等にある市町村の復興計画策定等に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー等として参画し助言を行いました。【2市町村2回】

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画を円滑かつ確実に実行していくため、関係部局と連携し、地元自治体、国と課題や状況変化への対応を協議しながら計画の推進に取り組みました。【4町村10回】

市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【市町村：西郷村】

令和元年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。

- ・作付制限 7市町村【南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・農地保全・試験栽培 2町 【大熊町、双葉町】
- ・作付再開準備 1町 【大熊町】

園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理体制を含めた解除計画を策定しました。【1市2品目で2件の解除計画を策定し、解除】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《県営事業実施状況》

(令和元年度まで)

事業計画箇所数	発注済	完了
273箇所	224箇所	109箇所

《団体営(市町村)事業実施状況》

(令和元年度まで)

事業計画箇所数	発注済	完了
1,842箇所	1,757箇所	1,726箇所

《県営事業実施状況(東日本台風関連)》

(令和元年度)

事業計画箇所数	発注済	完了
12箇所	12箇所	0箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《復興まちづくりの推進》

- ・防災緑地全10地区で工事が進捗し、9地区で供用開始
- ・被災市街地復興土地区画整理事業全8地区で住宅地の引き渡し完了
- ・防災集団移転促進事業全47地区の造成完了

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

令和2年3月31日現在

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	二本松市	田村市	南相馬市
計画戸数	475戸	134戸	570戸	1744戸	40戸	346戸	18戸	927戸
完成戸数	475戸	134戸	570戸	1672戸	40戸	346戸	18戸	927戸

	本宮市	桑折町	川俣町	大玉村	三春町	川内村	広野町	地区未定	合計
計画戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	51戸	4890戸
完成戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	0戸	4767戸

◆農林水産物のモニタリング検査等における連携

市町村や関係団体等と連携して農林水産物のモニタリング検査等を実施しました。

《検査実績》

- ・米（令和元年産米） 約940万件 ⇒ 基準値超過0件
- ・園芸品目の検査件数 2,180件 ⇒ 基準値超過0件（令和2年3月現在）

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示区域における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、設置要望市、県、国等で連携を図り、一部のICの設置が許可されました。

- ・追加スマートICの設置許可 1カ所（南相馬市）

◆復興支援員の設置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

また、復興支援員の活動支援及び双葉郡を拠点とする復興支援活動等を行うため、帰還促進事業や教育環境整備等に従事する復興支援専門員を配置しました。

- ・復興支援員 配置人数 50名
- ・復興支援専門員 配置人数 15名

◆医療体制の充実に向けた連携

二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保して「3つの安心」（①避難住民が安心して戻れる ②作業員等が安心して働ける ③企業等が安心して進出できる）を医療面から支えるため、「ふたば医療センター附属病院」を富岡町に開設しました。

また、「ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」を平成30年4月から、ふたば医療センター附属の診療所とし、附属病院と一体的に安定した運営に取り組んでいます。

◆避難地域公共交通ネットワークの構築

避難地域の復興の進展に合わせ、帰還する住民等が安心して日常生活を送れるよう避難地域における広域路線バス計6路線を運行しています。

◆JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向けて、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、只見線復旧復興基金寄附金の募集を行うとともに、沿線自治体等で構成する只見線利活用推進協議会を設置し関係団体の連携を強化の上、平成29年度に策定した只見線利活用計画に基づき利用者増に向けて取り組みました。

- ・ 寄附金総額 238,405,654円（令和元年度末まで）
- ・ 只見線応援団の会員数 63,052名（令和2年3月31日現在）

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

被災12市町村を中心とする復興事業に対応するため、南相馬市に駐在職員を配置し、発掘調査体制の強化を図りました。

また、富岡町、大熊町、双葉町の資料館等の文化財を、福島県文化財センター白河館の仮保管施設において、安定した環境下での保管を行っています。

- ・ 埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置 10名（令和2年4月1日現在）

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の主体性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

- ・ 「農地転用に関する事務（農地法：13事務）」を喜多方市、田村市、中島村に移譲
- ・ 「墓地・埋葬等に関する事務（墓地・埋葬等に関する法律：4事務）」を川俣町に移譲
- ※ 令和2年度 40市町村に440事務

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成への支援

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づく市町村からの実務研修生受入により、市町村における人材育成を支援しました。

- ・ 人事交流 16名
- ・ 実務研修 14名（令和2年4月1日現在）

◆市町村における広域連携への支援

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的に広域連携に取り組む市町村の協議会等へ参加し先進事例等の情報提供と助言を行うとともに、以下の団体に対して人的支援等を行っています。

- ・ 県内における定住自立圏 3 圏域
- ・ 県内における連携中枢都市圏 1 圏域
- ・ 奥会津 5 町村活性化協議会 県職員駐在 1 名
- ・ 双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣 2 名 (令和2年4月1日現在)

◆小規模自治体への職員採用支援

町村の職員採用を支援するため、福島県町村会と共催で県内町村職員就職セミナーを開催し、町村職員の採用情報やジョブトークを通じて募集広報活動を実施しました。

- ・ 町村職員採用合同説明会 令和元年6月1日開催

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域 12 市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

今後の取組 の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 引き続き、市町村との人事交流や実務研修生の受入により市町村における人材育成を支援するほか、広域連携に取り組む市町村等の協議会に参加し適切に情報提供や助言を行います。
- 市町村が抱える課題や要望を適切に把握するため、県出先機関の市町村に対するサポートの方向性について検討を進めます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、令和元年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

・ 令和元年度震災復興特別交付税（市町村分） 461.9億円

◆復興交付金等の拡充

復興交付金については、効果促進事業の全額国費負担の継続と、一括配分の対象事業の追加及び被災自治体の創意工夫による復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう柔軟な運用を図ることを国に対して要望しました。

《復興交付金》

・ 令和2年度当初予算 113億円 ※国予算措置額

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

4半期に1度、市町村の請求及び支払額の把握を行うとともに、市町村訪問や会議により現状や課題の把握及び情報共有を行いました。

被災市町村を訪問し、各市町村が抱える課題等の把握や、損害賠償に関する取組方針について意見交換を行うなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県と市町村が一体となって取り組みました。

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・ 実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・ 資金不足比率は、2つの公営企業会計で算定されたが、経営健全化基準（20%）を下回っている

《令和元年度財政計画策定団体》5団体

今後の取組 の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償請求を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。



【取組方針】

- 1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信
 - (1) 復興の状況等の統一性のある情報発信
 - (2) 避難者への情報発信
- 2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信
 - (1) ターゲットを明確にした情報発信
 - (2) 連携強化による情報発信
- 3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

(1) 復興の状況等の統一性のある情報発信

◆風評・風化対策強化戦略に基づく部局連携による情報発信

風評・風化対策強化戦略（第3版）に基づき、様々な共働による取組で本県の魅力や復興の現状などを統一感をもって情報発信を行いました。

<福島県風評・風化対策強化戦略【第3版】>

目指す姿

令和2年度までに目指すべき姿として、「新たな復興のステージへ向かう“ふくしま”（ふくしまの新たなイメージの創出、ふくしまブランドの再生・構築）」を定めました。

対策強化の方向性

「現状・現場の声・課題」から導き出した「ターゲットを意識」、「届く、伝わる発信」、「連携を強化」の3つの方向性に「果敢に挑む」ことに加え、「共感・共鳴から共働へ」の流れを更に進めます。

特に強化すべき取組

風評の払拭と風化の防止を図る上で、特に強化すべき7つの取組を定め、年度ごとの取組方針と取組実績を作成していきます。

<7つの分野>

- ・県産品の販路回復・開拓
- ・観光誘客の促進
- ・教育旅行の回復
- ・国内外への正確な情報発信
- ・「共感と応援の輪」の拡大
- ・市町村との連携
- ・国との連携

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

本県の現状や復興の進捗について、テレビ番組、新聞・広報誌等を通じて、県内外の多くの方々に分かりやすく伝えるとともに、6秒で福島県の魅力を表現したPR動画を作成しました。

① インターネットを活用した情報発信 (令和2年3月31日時点)

- ・フェイスブックで「いいね!」 (=支持者) 獲得数 約66,000件
- ・ツイッターフォロワー 約57,000人
- ・YouTube再生回数 約7,719,000回

② 復興の状況を伝えるテレビ番組等を制作し提供

- ・FTV/月5回、FCT/月4回、KFB/月1回

③ 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集

- ・県政特集:民報、民友/年8回
- ・随時広報:民報、民友、中央紙5紙

④ 復興に向けた取組等を広報誌を通じて発信

- ・つながる ふくしま ゆめだより:年6回/約690,000部
- ・もっと 知って ふくしま!:6秒PR動画59市町村バージョン(計59本)作成

◆復興・創生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信するとともに、県外イベントでの復興発信ブース出展や若手職員のプレゼンを行いました。

また、福島復興の要となる「福島復興再生特別措置法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

① 復興の取組等の情報発信等

- ・ 新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（8回）
- ・ 若手職員8名によるプレゼンテーション隊を結成し、「STAND UP SUMMIT」及び「ふくしま大交流フェスタ」（東京都）で発表（併せて復興状況のブース出展）
- ・ 「ふくしま復興のあゆみ」の発行 2回、「復興・再生のあゆみ」の発行 1回
- ・ 「浜通り地方の復旧・復興加速化～事業概要～2019年度版」5,000部の発行
- ・ 復旧・復興情報のパネル展示 1回
- ・ 復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」（随時更新）

② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及

- ・ 特措法に関する県ホームページを県民に分かりやすい内容で広報
- ・ 特措法優遇税制に関する市町村への出前講座（1回）

(2) 避難者への情報発信

◆県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信

避難者に対してふるさとの復興情報の提供を随時行い、ふるさととの絆を維持するとともにきめ細かな情報発信に努めました。

- ・ 避難者の多い都府県に職員を派遣し、避難者からの相談対応等（14都府県10名派遣）
- ・ 各種媒体を活用し、ふくしまの情報を提供
 - （地元紙の送付：46都道府県の公共施設等約400箇所、約800部を週2回送付）
 - （広報誌の送付：約34,000世帯に月1～2回、指定13市町村以外の約2,000世帯に月1回送付）
 - （地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（年6回）：約34,000世帯、指定13市町村以外の自主避難の約2,000世帯、46都道府県の公共施設等約1,800箇所に送付）
 - （復興支援員の配置：関東全域、山形県、新潟県に45名を配置）
 - （生活再建支援拠点を全国26カ所に設置し、説明会を開催）

今後の取組 の方向性

- 風評・風化対策強化戦略に基づき、部局間の連携を強化し統一性のある効果的な情報発信を図ります。
- 避難者のニーズに応じた正確な情報の提供を継続し、避難者の生活の安定、一日も早い帰還や生活再建に繋げていきます。

2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

(1) ターゲットを明確にした情報発信

◆観光や県産品の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向けて、県内観光地の放射線量や食の検査体制等の正確な情報を国内外に発信するとともに、「絶景」「温泉」「食と日本酒」「歴史」をテーマに、本県の秋・冬観光の魅力を発信しました。また、海外に対しては対象国の特性を踏まえSNS等を活用した情報発信を実施しました。

また、県産品については、「日本橋ふくしま館」を活用した首都圏での魅力発信や海外でのプロモーション活動などを通じて、本県が誇る県産品の国内外における知名度向上、販路拡大に取り組みました。

- ・フェイスブックフォロワー数（台湾71,350名、タイ209,711名、ベトナム98,943名）
 - ・ダイヤモンドルート 再生回数1,300万回
 - ・インフルエンサー招請 台湾66名、タイ39名
 - ・教育旅行誘致キャラバン:9回（988箇所訪問）
 - ・「日本橋ふくしま館MIDETTE」:令和2年度来館者数388,135名
 - ・「日本一の酒処ふくしま」発信事業(国内):4回(首都圏、関西、県内)、来場者約5.9万人
 - ・「日本一の酒処ふくしま」発信事業(海外):2回(米国、香港)、来場者約3千名
- （令和2年3月31日現在）

◆海外に向けた情報発信

外国政府関係者や駐日外交団等を対象に福島復興セミナーやレセプションを開催し、本県の魅力や復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・福島復興セミナー（ドイツ、スペイン、ベルギー）
- ・駐日大使等による福島県視察ツアー 13名参加（うち大使7名）

(2) 連携強化による情報発信

◆県公式イメージポスター及び市町村版「来て」ポスターの作成

県クリエイティブディレクター監修のもと、5種類の県公式イメージポスターと12種類の市町村版「来て」ポスターを作成し、約10万4000枚を配布しました。

- ・「来て」「呑んで」「味わって」「住んで」「ふくしま」の5種
- ・市町村版「来て」12種（郡山市、三春町、喜多方市、猪苗代町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、檜枝岐村、南相馬市、広野町、川内村）

◆企業との共働

企業との連携を強化し、様々な手法で新たなコラボレーションを創出することで、「知るほどたのしい、ふくしま」をコンセプトに掲げた情報発信に取り組みました。

- ・コラボレーション企業数 13社

◆全国自治体との更なる連携

被災市町村における復興状況を全国自治体等の関係者に正しく理解し、人的支援の必要性を認識してもらうため、被災市町村の視察を実施しました。

- ・被災市町村復興状況視察事業（令和元年8月8、9日） 16団体、23名参加

今後の取組の方向性

- 風評・風化対策強化戦略に基づき、ターゲットを明確にした情報発信を図ります。
- 国、全国自治体、企業等との連携を更に強化して情報発信を行うことで風評の払拭、風化の防止を図ります。

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

◆消費者と生産者等との理解交流を通じた情報発信

風評に惑わされることなく自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

- ・「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業 32回派遣 延べ3,065名参加
- ・首都圏等消費者交流事業 11回実施 延べ330名参加

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・令和元年度放射能モニタリングポスト（常時測定） 3,658地点
- ・令和元年度放射能測定地点（随時） 10,927地点

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」等で提供しました。

- ・農林水産物のモニタリング検査件数 15,760点
- ・米（令和元産米）の全量全袋検査数 約940万点
- ・水道水のモニタリング検査件数 延べ11,233検体

③ 説明会やセミナー等の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やセミナー等を開催したほか、甲状腺検査説明会や健康相談会を開催しました。

- ・食品と放射能に関する説明会等 55回開催、延べ2,854人参加
- ・健康相談会 142回開催
- ・甲状腺検査説明会・出前授業 8回開催

④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表

希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しました。

- ・令和元年度 3,446検体検査（うち検出検体ゼロ）

今後の取組の方向性

- 県民生活の安全・安心の確保の土台となる取組として各種モニタリング検査等の公表に加え、説明会やシンポジウムを開催することで、正確な情報や知識を提供し本県への正しい理解が深まるよう取り組みます。

1 業務効率化に向けた働き方改革

◆働き方改革の推進

県職員の働き方や業務の進め方の見直しに向けた方策について、平成30年9月に設置した「働き方改革プロジェクトチーム」において検討を進め、令和元年10月の男女共同参画推進会議において「福島県職員版『働き方改革基本方針』」を策定し、以下の取組を実施しました。

《令和元年度取組実績》

<p>【視点1】 職員の意識改革</p>	<p>○「働き方改革通信」発行 ・令和2年1月から「働き方改革通信（働き方改革TIME）」を4回発行。</p>
<p>【視点2】 業務の改善</p>	<p>○RPAの導入 ・高い効果が見込まれる5業務（税務、統計調査等）を選定し、令和元年12月から順次本番環境下での試行を開始し、効果検証までを実施。※業務処理時間削減効果（▲6,647時間、削減率▲83%） ○AIの導入 ・令和2年1月から議事録作成支援システムの全庁での利用を開始。2月から認識精度確保のためマイクセット（7セット）を本庁・基幹合庁に配置しグループウェア上での予約登録も開始。 ○モバイルワークの導入 ・令和2年2月からモバイルワークの試行を開始（タブレット端末（3台）を貸出）。 ○事務の共有化・ルール化 ・「予算資料作成のポイント」や「会計事務に係る共通業務一覧」を作成して全庁に通知したほか、グループウェア上で相互利用可能公用車の空き状況の確認や予約ができる仕組みを構築。</p>
<p>【視点3】 柔軟な働き方</p>	<p>○在宅勤務の導入 ・令和2年2月から在宅勤務の試行を開始（在宅勤務用PC（5台）を貸出）。 ○サテライトオフィスの設置 ・令和2年2月からサテライトオフィスの試行を開始（県庁西庁舎11階、PC（3台）） ○時差出勤の試行 ・6月から9月にかけて、勤務時間を前倒しし早めに退庁する朝型勤務（ゆう活）と勤務時間の後ろ倒し（あさ活）を組み合わせた「夏の時差出勤」の試行を継続実施。 ※令和元年度から新たに6月を実施期間に追加したほか、4つの勤務時間を新設（下線部）。 <u>(1)7時～15時45分、(2)7時30分～16時15分、(3)8時～16時45分、(4)9時～17時45分、(5)9時30分～18時15分、(6)10時～18時45分、(7)10時30分～19時15分、(8)11時～19時45分</u></p>

◆超勤縮減及び長時間勤務の是正

超勤縮減及び長時間勤務の是正に向けて、管理職員の意識向上と適切な業務管理及びノー残業デー等における定時退庁の促進を図りました。

また、超勤縮減を全庁的な課題として取組を推進するため、政策監会議において取組の進行管理を行いました。

2 継続的な行財政改革への取組

◆公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。

◆ICT等の活用

県及び市町村が共同してインターネットの接続口を集約し、監視、ログの分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施する福島県自治体情報セキュリティクラウドを平成29年4月に稼働しました。

また、マイナンバー法に基づき、国や他の地方公共団体との間で専用のネットワークシステムを用いて個人情報のやり取りを行う情報連携を実施し、行政手続における添付書類の削減に取り組んでいます。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp